



金 沢 市 公 報

号外第9号の5

平成27年(2015年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		ページ
●規 則		○金沢市介護保険規則の一部を改正する規則	(") 14
○金沢市契約規則の一部を改正する規則		○金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則	(地域保健課) 15
(監 理 課)	1	○金沢市簡易水道補助金交付規則の一部を改正する規則	(健康総務課) 15
○金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則		○金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則(リサイクル推進課)	16
(総 務 課)	2	○金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(景観政策課) 16
○金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則		○金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則	(緑と花の課) 17
(税 務 課)	3	○金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則	(建築指導課) 18
○金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則		○金沢市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (")	18
(商業振興課)	6	○任免に市長の同意を要する職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(企業総務課) 18
○金沢市中高齢者等職業訓練奨励金の交付に関する規則の一部を改正する規則(労働政策課)	6	○金沢市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則	(消防総務課) 19
○金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則		○金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	(") 19
(中央卸売市場)	7	○金沢市消防団規則の一部を改正する規則	(") 19
○金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則		○金沢市における保育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則	(こども福祉課) 20
(公設花き地方卸売市場)	8	○金沢市福祉作業センター条例施行規則を廃止する規則	(長寿福祉課) 20
○金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則			
(こども福祉課)	8		
○金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則			
(福祉総務課)	8		
○高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則及び子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則			
(健康総務課)	8		
○金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則			
(医療保険課)	11		
○介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則			
(介護保険課)	11		

規 則

金沢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第23号

金沢市契約規則の一部を改正する規則

金沢市契約規則(平成15年規則第1号)の一部を次のように改正する。

第43条第1項中「第10号から第16号まで」を「第8号から第14号まで」に改め、同項第4号中「第49条第1項」を「第49条」に、「第50条第1項」を「第62条第1項」に改め、「課徴金の」を削り、「第51条第2項」を「第63条第2項」

に改め、同項第7号及び第8号を削り、同項第9号を同項第7号とし、同項第10号中「第12号」を「第10号」に、「第14号」を「第12号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第11号中「第14号」を「第12号」に改め、同号を同項第9号とし、同項第12号から同項第14号までを2号ずつ繰り上げ、同項第15号中「第10号」を「第8号」に改め、同号を同項第13号とし、同項第16号中「第10号から第14号まで」を「第8号から第12号まで」に改め、同号を同項第14号とし、同項第17号を同項第15号とする。

第49条第1項中「第9号まで」を「第7号まで」に改め、同項第1号中「第8号」を「第6号」に、「審決」を「納付命令」に改め、同項第2号及び同条第3項中「第43条第1項第9号」を「第43条第1項第7号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第43条第1項並びに第49条第1項及び第3項の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第24号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則（昭和32年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

名 称	所 在 地	使用料（月額）	
		単身赴任者	単身赴任者以外
東京公舎1号	東京都豊島区西池袋5丁目26番2号	19,386円	22,950円
東京公舎2号	東京都新宿区富久町9番11号	16,830円	19,788円
東京公舎3号	東京都板橋区大山西町17番8号	27,780円	33,840円
東京公舎4号	東京都北区神谷3丁目11番1号	31,484円	38,352円
東京公舎5号	東京都豊島区駒込3丁目5番2号	22,330円	27,724円
東京公舎6号	東京都新宿区西落合2丁目第20街区第1号棟	23,490円	29,116円
金沢公舎1号	金沢市昭和町21番10号	34,049円	39,105円
金沢公舎2号	金沢市本町1丁目5番4号	32,038円	38,512円
金沢公舎3号	金沢市飛梅町2番14号	21,238円	25,382円

備考 この表において「単身赴任者」とは、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）第13条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員又はこれに準ずる職員をいう（別表第2において同じ。）。別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

区 分	使用料（月額）	
	単身赴任者	単身赴任者以外
屋外駐車場	2,412円	2,925円
地下駐車場等	13,437円	13,675円
立体駐車場	3,600円	4,375円

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日から引き続き同一の公舎の貸与を受ける職員のうち、単身赴任者（職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）第13条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員又はこれに準ずる職員をいう。）でない職員に係る当該公舎の使用料の額については、改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、改正前の別表第1及び別表第2に掲げる額とする。

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第25号

金沢市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第1項の表第15号の項中「金沢市土地開発公社」を「市又は金沢市土地開発公社」に改める。

第4号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式に次のように加える。

その7

<p style="text-align: center;">年度 領収通知書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">加入者名</td> <td style="width:15%;">口座番号</td> <td style="width:15%;">税額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>業務</td> <td>年度</td> <td>年度分</td> <td>区分</td> <td>整理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">収納受託者取扱期限</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">納期限</td> </tr> </table>	加入者名	口座番号	税額				収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分			業務	年度	年度分	区分	整理番号		収納受託者取扱期限			納期限			<p style="text-align: center;">年度 金沢市 納付書(控)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:100%;">加入者名 口座番号</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:100%;">税額</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> </tr> <tr> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>納税者氏名</td> </tr> </table>	加入者名 口座番号	税額	延滞金	合計	納税者氏名	<p style="text-align: center;">領 収 証 書 年度 金沢市</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">指定期限</td> <td style="width:15%;">発行日</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>業務</td> <td>年度分</td> <td>整理番号</td> <td colspan="3">枝番</td> </tr> <tr> <td>帳票</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td>税額</td> <td colspan="4">延滞金</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table>	指定期限	発行日					業務	年度分	整理番号	枝番			帳票						期別	税額	延滞金				合計					
加入者名	口座番号	税額																																																											
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																										
業務	年度	年度分	区分	整理番号																																																									
収納受託者取扱期限			納期限																																																										
加入者名 口座番号																																																													
税額																																																													
延滞金																																																													
合計																																																													
納税者氏名																																																													
指定期限	発行日																																																												
業務	年度分	整理番号	枝番																																																										
帳票																																																													
期別	税額	延滞金																																																											
合計																																																													
<p style="text-align: center;">年度 領収済通知書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">納税者氏名</td> <td style="width:15%;">税額</td> <td style="width:15%;">延滞金</td> <td style="width:15%;">合計</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> </table> <p>上記の金額を領収したので通知します。 (宛先) 金沢市会計管理者</p> <p>金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関</p> <p>この領収済通知書は、直接機械で処理しますの で、汚したり、折り曲げたりしないでください。</p>	納税者氏名	税額	延滞金	合計						領収日付印			<p style="text-align: center;">年度 金沢市 納付書(控)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:100%;">加入者名 口座番号</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:100%;">税額</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> </tr> <tr> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>納税者氏名</td> </tr> </table>	加入者名 口座番号	税額	延滞金	合計	納税者氏名	<p style="text-align: center;">領 収 証 書 年度 金沢市</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">指定期限</td> <td style="width:15%;">発行日</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>業務</td> <td>年度分</td> <td>整理番号</td> <td colspan="3">枝番</td> </tr> <tr> <td>帳票</td> <td></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td>税額</td> <td colspan="4">延滞金</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="5"></td> </tr> </table> <p>上記金額を領収しました。 この領収証書は、後日の証拠として5年間保存してください。</p> <p>金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関、金沢市収納代理金融機関又は金沢市市税収納受託者</p>	指定期限	発行日					業務	年度分	整理番号	枝番			帳票						期別	税額	延滞金				合計																	
納税者氏名	税額	延滞金	合計																																																										
			領収日付印																																																										
加入者名 口座番号																																																													
税額																																																													
延滞金																																																													
合計																																																													
納税者氏名																																																													
指定期限	発行日																																																												
業務	年度分	整理番号	枝番																																																										
帳票																																																													
期別	税額	延滞金																																																											
合計																																																													

第26号様式を次のように改める。

第26号様式(第4条関係)

<p style="text-align: center;">催 告 書</p> <p>あなたの市税がいまだに納付されていません。 必ず下記指定期限までに納付してください。</p> <p>この欄には、納税額を納付しなかった場合において執られるべき措置等について記入すること。 ※本書(月日現在作成)の発送と前後して納付された場合は、納付済にもかかわらず、本書がお手元に届くこともありますので、ご了承ください。 年 月 日 回 金沢市長</p> <p style="text-align: center;">納付書兼領収証書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">年度</td> <td style="width:50%;">年度分</td> </tr> <tr> <td>指定期限</td> <td></td> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">期別</td> <td style="width:50%;">税 額</td> <td style="width:50%;">延 滞 金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>上記の金額を領収しました。</p> <p>金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関、金沢市収納代理金融機関又は金沢市市税収納受託者</p>	年度	年度分	指定期限		整理番号		期別	税 額	延 滞 金		円	円		円	円		円	円	計	円	円	合計	円	円	<p style="text-align: center;">金沢市税納付書(控)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">税 目</td> <td style="width:50%;">年度分</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税 額 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">納税者氏名</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">石川県金沢市 市町村コード</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p>	税 目	年度分			年度		税 額 計		延滞金 計		合 計		納税者氏名		<p style="text-align: center;">領 収 済 通 知 書</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">業務</td> <td style="width:10%;">帳票</td> <td style="width:10%;">年度</td> <td style="width:10%;">年度分</td> <td style="width:10%;">整理番号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">期別</td> <td style="width:50%;">税 額</td> <td style="width:50%;">延 滞 金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">収納受託者 取扱期限</p> <p>上記の金額を領収したので通知します。 (宛先) 金沢市会計管理者</p> <p>金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関</p> <p style="text-align: right;">石川県金沢市 市町村コード</p> <p style="text-align: right;">領収日付印</p>	業務	帳票	年度	年度分	整理番号						期別	税 額	延 滞 金		円	円		円	円		円	円	計	円	円	合計	円	円
年度	年度分																																																																			
指定期限																																																																				
整理番号																																																																				
期別	税 額	延 滞 金																																																																		
	円	円																																																																		
	円	円																																																																		
	円	円																																																																		
計	円	円																																																																		
合計	円	円																																																																		
税 目	年度分																																																																			
年度																																																																				
税 額 計																																																																				
延滞金 計																																																																				
合 計																																																																				
納税者氏名																																																																				
業務	帳票	年度	年度分	整理番号																																																																
期別	税 額	延 滞 金																																																																		
	円	円																																																																		
	円	円																																																																		
	円	円																																																																		
計	円	円																																																																		
合計	円	円																																																																		
様																																																																				

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付された改正前の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定による催告書は、改正後の金沢市税賦課徴収条例施行規則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第26号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則（昭和58年規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢市中高年齢者等職業訓練奨励金の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第27号

金沢市中高年齢者等職業訓練奨励金の交付に関する規則の一部を改正する規則
金沢市中高年齢者等職業訓練奨励金の交付に関する規則（昭和53年規則第53号）の一部を次のように改正する。
第2条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、中高年齢者に係るこの規則の規定による職業訓練奨励金及び障害者に係るこの規則の規定による職業訓練奨励金の交付は、同一人についてはそれぞれ1回限りとする。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、

「

2 公共職業能力開発施設等

名 称			
入校年月日	年	月	日
訓練の種類			
訓練課程	訓練期間		

を

3 申請人 については上記2のとおりであることを証明します。

「

2 申請者の区分 中高年齢者・障害者

3 公共職業能力開発施設等

名 称			
入校年月日	年	月	日
訓練の種類			
訓練課程	訓練期間		

に

4 申請者 については上記3のとおりであることを証明します。

改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第5条関係)

金沢市指令収 第 号
年 月 日

金沢市中高年齢者等職業訓練奨励金交付決定通知書

住 所
氏 名 様

金沢市長 印

年 月 日付で申請のあった金沢市中高年齢者等職業訓練奨励金については、次のとおり決定したので通知します。

- 1 交付の可否 可・否
- 2 交付する額 円
- 3 交付決定の区分 中高年齢者・障害者

注 偽りその他不正の手段により職業訓練奨励金を受けたとき、又は正当な理由がなく公共職業能力開発施設等中途退校したときは、支給した職業訓練奨励金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行し、改正後の第2条の規定は、同日以後に公共職業能力開発施設等に入校する者について適用する。

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第28号

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市中央卸売市場業務条例施行規則(平成12年規則第21号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第29条を次のように改める。

第29条 削除

第48条を次のように改める。

第48条 削除

第63条の見出しを「(出荷奨励金の承認申請)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第64条を次のように改める。

第64条 削除

様式第33号を次のように改める。

様式第33号 削除

様式第35号を次のように改める。

様式第35号 削除

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第29号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則（平成12年規則第22号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第27条を次のように改める。

第27条 削除

第46条を次のように改める。

第46条 削除

第63条を次のように改める。

第63条 削除

様式第36号を次のように改める。

様式第36号 削除

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第30号

金沢市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市児童福祉法施行細則（平成8年規則第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）、金沢市における保育の実施に関する条例（昭和62年条例第5号）及び金沢市における保育の実施に関する条例施行規則（平成10年規則第4号）」を「及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第31号

金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

金沢市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（平成8年規則第58号）の一部を次のように改正する。

様式第3号から様式第5号までの規定中「年10.75%」を「年 %」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則及び子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第32号

高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則及び子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 高齢者等の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和45年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「当該医療費受給資格証の交付を受けた養育者」を「養育者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、医療費受給資格証を提示して当該医療費受給資格証の交付を受けた受給者又は養育者に係る受給者に保険診療が行われた場合は、条例第2条の2第2項の指定医療機関等(以下「指定医療機関等」という。)に支払うことによって行うことができる。

第4条に次の2項を加える。

4 第2項本文又は前項ただし書の規定による支払があったときは、医療費受給者証所持者又は医療費受給資格証の交付を受けた受給者若しくは養育者に係る受給者に対し、助成があったものとみなす。

5 第3項本文(養育者の部分に限る。)の規定による支払があったときは、養育者に係る受給者に対し、助成があったものとみなす。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 条例第3条第1項第3号の市長が別に定める額は、次の各号に掲げる受給者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第3条の規定により医療費受給資格証の交付を受けた受給者(母子家庭の母及び父子家庭の父に限る。)

自己負担額(条例第3条第1項第1号の自己負担額をいう。以下同じ。)

(2) 第3条の規定により医療費受給資格証の交付を受けた受給者(母子家庭の母及び父子家庭の父を除く。)又は養育者に係る受給者 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める額の1箇月診療分の額を合算した額

ア 指定医療機関等(薬局を除く。以下このア及びイ並びに次項において同じ。)に医療費受給資格証を提示して通院に係る保険診療を受けた場合 指定医療機関等ごとに1日につき500円(自己負担額が500円未満の場合は、当該自己負担額)

イ 指定医療機関等に医療費受給資格証を提示して入院に係る保険診療を受けた場合 1診療報酬明細書につき1,000円(自己負担額が1,000円未満の場合は、当該自己負担額)

ウ 指定医療機関等(薬局に限る。)に医療費受給資格証を提示して保険診療を受けた場合 0円

エ アからウまでに掲げる場合以外の保険診療を受けた場合 自己負担額

2 前項第2号アの場合において、歯科診療及び歯科診療以外の保険診療を併せ行う指定医療機関等は、歯科診療及び歯科診療以外の保険診療につきそれぞれ別個の指定医療機関等とみなす。

第5条第1項中「前条第1項」を「第4条第1項」に改める。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第3条関係)

その1

(表)

ひとり親家庭等医療費受給資格証	
市 町 コ ー ド	
受 給 資 格 証 番 号	
受 給 者	住 所
	氏 名
	生 年 月 日
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
発 行 機 関 名 及 び 印	石川県 金沢市長 印
交 付 年 月 日	年 月 日

(裏)

この欄には、注意事項等を記載すること。

その2

(表)

ひとり親家庭等医療費受給資格証	
公費負担者番号	
受給資格証番号	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
申請者	住所
	氏名
受給者	氏名
	生年月日
発行機関名及び印	石川県 金沢市長 印
交付年月日	年 月 日

(裏)

この欄には、注意事項等を記載すること。

(子育て支援医療費助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 子育て支援医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第49号)の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

第4条の2 条例第6条の市長が別に定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の1箇月診療分の額を合算した額とする。

- (1) 条例第4条第2項の指定医療機関等(薬局を除く。以下この号及び次号並びに次項において同じ。)に子ども医療証を提示して通院に係る保険診療を受けた場合 同条第2項の指定医療機関等ごとに1日につき500円(条例第6条の保護者が負担した費用の額(以下「保護者負担額」という。)が500円未満の場合は、当該保護者負担額)
- (2) 条例第4条第2項の指定医療機関等に子ども医療証を提示して入院に係る保険診療を受けた場合 1診療報酬明細書につき1,000円(保護者負担額が1,000円未満の場合は、当該保護者負担額)
- (3) 条例第4条第2項の指定医療機関等(薬局に限る。)に子ども医療証を提示して保険診療を受けた場合 0円
- (4) 前3号に掲げる場合以外の保険診療を受けた場合 保護者負担額

2 前項第1号の場合において、歯科診療及び歯科診療以外の保険診療を併せ行う条例第4条第2項の指定医療機関等は、歯科診療及び歯科診療以外の保険診療につきそれぞれ別個の同項の指定医療機関等とみなす。

第5条第3項中「前条」を「第4条」に改める。

様式第2号中

市 町 コ ー ド		を
番 号		

公 費 負 担 者 番 号		に、
医 療 証 番 号		

住 所		を
氏 名	保 護 者 子 ども	

子 ども	住 所		に
	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
保 護 者 氏 名			

改める。

附 則

- この規則は、平成27年7月1日から施行する。
- この規則の施行の日に効力を有するひとり親家庭等医療費受給資格証の交付を受けている受給者（母子家庭の母及び父子家庭の父を除く。）又は養育者に係る受給者が同日において子育て支援医療費助成に関する条例（昭和48年条例第2号）の規定に該当する子どもである場合は、当該子どもに係る保護者は、同日に、第2条の規定による改正後の子育て支援医療費助成に関する条例施行規則第3条の規定により申請書を提出したものとみなす。

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第33号

金沢市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市国民健康保険条例施行規則（昭和34年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「申請人」を「申請者」に、

被 保 険 者 証 記 号		番 号		を
死 亡 年 月 日		年 月 日		
被 保 険 者 氏 名		世帯主との続柄		

被保険者証記号番号		に
死 亡 し た 者 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
死 亡 年 月 日	年 月 日	

改める。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の第2号様式の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第34号

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

介護保険法の規定に基づく基準該当居宅サービス等の事業を行う者の登録等に関する規則（平成11年規則第79号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号中「同条第22項」を「介護保険法施行規則第17条の12」に、「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第3条第7項中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「居宅介護支援基準省令」）を「金沢市介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第59号。以下「居宅介護支援基準条例」）に改め、同条第8項中「基準該当居宅介護事業者」を「基準該当居宅介護支援事業者」に改める。

第3条の2第1項中「法第53条第1項」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧法」という。）第53条第1項」に、「法第8条の2第1項」を「旧法第8条の2第1項」に改め、同項第3号中「第8条の2第16項」を「第8条の2第14項」に改め、同条第2項中「法第53条第2項各号」を「旧法第53条第2項各号」に改め、「費用（」の次に「金沢市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第21号。以下この項及び第6項において「改正条例」という。）附則第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた改正条例第2条の規定による改正前の」を加え、「指定介護予防サービス等基準条例」を「旧指定介護予防サービス等基準条例」に改め、同条第6項中「法」を「旧法」に、「及び指定介護予防サービス等基準条例」を「並びに金沢市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）及び改正条例附則第2条第2号及び第4条第2号の規定によりなおその効力を有するものとされた旧指定介護予防サービス等基準条例（以下「指定介護予防サービス等基準条例等」という。）」に改める。

第5条第1項第7号中「以下」を「次条から第8条まで及び第10条において」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

2 第4条の2の規定に基づき訪問入浴介護に係る基準該当居宅サービス事業者の登録の更新を受けようとする者は、登録更新申請書（様式第2号の2）及び前項各号に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

第6条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、当該申請に係る事業者が既に市長に提出している第1項第1号から第7号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。第7条第2項を次のように改める。

2 第4条の2の規定に基づき通所介護に係る基準該当居宅サービス事業者の登録の更新を受けようとする者は、登録更新申請書（様式第2号の2）及び前項各号に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

第7条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、当該申請に係る事業者が既に市長に提出している第1項第1号から第6号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。第7条の2第2項を次のように改める。

2 第4条の2の規定に基づき短期入所生活介護に係る基準該当居宅サービス事業者の登録の更新を受けようとする者は、登録更新申請書（様式第2号の2）及び前項各号に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

第7条の2に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、当該申請に係る事業者が既に市長に提出している第1項第1号から第8号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第8条第2項を次のように改める。

2 第4条の2の規定に基づき福祉用具貸与に係る基準該当居宅サービス事業者の登録の更新を受けようとする者は、登録更新申請書（様式第2号の2）及び前項各号に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

第8条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、当該申請に係る事業者が既に市長に提出している第1項第1号から第7号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。第8条の2第2項第1号及び第2号中「居宅介護支援基準省令」を「居宅介護支援基準条例」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(2)の2 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第8条の2第2項第7号中「第3号」を「第2号の2」に改める。

第8条の3に後段として次のように加える。

この場合において、第4条の2第1項中「第2条第1項本文」とあるのは「第3条第1項本文」と、同条第2項及び第3項中「前項」とあるのは「第8条の3において準用する前項」と、同条第4項中「前条」とあるのは「第8条の2」と、「第1項」とあるのは「第8条の3において準用する第1項」と読み替えるものとする。

第9条第1項第10号を次のように改める。

(10) 第8条の2第2項各号（前条において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（第11条において「誓約書」という。）

第9条第2項を次のように改める。

2 前条の規定に基づき基準該当居宅介護支援事業者の登録の更新を受けようとする者は、登録更新申請書（様式第2号の2）及び前項各号に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

第9条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、当該申請に係る事業者が既に市長に提出している第1項第1号から第8号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。第9条の2第2項第1号及び第2号中「指定介護予防サービス等基準条例」を「指定介護予防サービス等基準条例等」に改める。

第9条の3に後段として次のように加える。

この場合において、第4条の2第1項中「第2条第1項本文」とあるのは「第3条の2第1項本文」と、同条第2項及び第3項中「前項」とあるのは「第9条の3において準用する前項」と、同条第4項中「前条」とあるのは「第9条の2」と、「第1項」とあるのは「第9条の3において準用する第1項」と読み替えるものとする。

第9条の4第1項中「法」を「旧法」に改め、同項第7号を次のように改める。

(7) 第9条の2第2項各号（前条において準用する場合を含む。）に該当しないことを誓約する書面（次条から第9条の8まで及び第11条の2において「誓約書」という。）

第9条の4第2項を次のように改める。

2 前条の規定に基づき介護予防訪問介護に係る基準該当介護予防事業者の登録の更新を受けようとする者は、登録更新申請書（様式第2号の2）及び前項各号に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

第9条の4に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、当該申請に係る事業者が既に市長に提出している第1項第1号から第6号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。第9条の5第1項中「第8条の2第3項」を「第8条の2第2項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第9条の3の規定に基づき介護予防訪問入浴介護に係る基準該当介護予防事業者の登録の更新を受けようとする者は、登録更新申請書（様式第2号の2）及び前項各号に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

第9条の5に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、当該申請に係る事業者が既に市長に提出している第1項第1号から第7号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。第9条の6第1項中「法」を「旧法」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第9条の3の規定に基づき介護予防通所介護に係る基準該当介護予防事業者の登録の更新を受けようとする者は、登録更新申請書（様式第2号の2）及び前項各号に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

第9条の6に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、当該申請に係る事業者が既に市長に提出している第1項第1号から第6号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第9条の7第1項中「第8条の2第9項」を「第8条の2第7項」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 第9条の3の規定に基づき介護予防短期入所生活介護に係る基準該当介護予防事業者の登録の更新を受けようとする者は、登録更新申請書（様式第2号の2）及び前項各号に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

第9条の7に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、当該申請に係る事業者が既に市長に提出している第1項第1号から第8号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 第9条の8第1項中「第8条第12項」を「第8条の2第10項」に改め、同項第3号中「第8条の2第12項」を「第8条の2第10項」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 第9条の3の規定に基づき介護予防福祉用具貸与に係る基準該当介護予防事業者の登録の更新を受けようとする者は、登録更新申請書（様式第2号の2）及び前項各号に掲げる事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

第9条の8に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、当該申請に係る事業者が既に市長に提出している第1項第1号から第7号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。
- 第10条第2項中「する」を「し、同項各号に掲げる居宅サービスに係る管理者の変更を伴うものは誓約書を添付して行うものとする」に改め、同条第3項及び第4項中「1箇月」を「1月」に改める。

第11条第1項中「基準該当居宅支援事業者」を「基準該当居宅介護支援事業者」に、「及び第4号」を「、第4号及び第9号」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、管理者の変更を伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

第11条第2項及び第3項中「1箇月」を「1月」に改める。

第11条の2第2項中「する」を「し、同項各号に掲げる介護予防サービスに係る管理者の変更を伴うものは、誓約書を添付して行うものとする」に改め、同条第3項及び第4項中「1箇月」を「1月」に改める。

第13条第1号中「第8条の2第2項第3号」を「第8条の2第2項第2号の2、第3号又は第7号のいずれか」に改め、同条第2号及び第3号中「居宅介護支援基準省令」を「居宅介護支援基準条例」に改める。

第13条の2第1号中「第4条第3号又は第4号」を「第9条の2第2項第3号、第4号又は第8号」に改め、同条第2号及び第3号中「指定介護予防サービス等基準条例」を「指定介護予防サービス等基準条例等」に改める。

第15条第1項第3号中「による第2条第1項本文の登録」を「により第2条第1項本文の登録を取り消し」に改め、「による第3条第1項の登録」を「により第3条第1項の登録を取り消し」に、「第13条の2の規定による」を「第13条の2の規定により」に改める。

様式第2号の2中「(第5条関係)」を「(第5条-第8条、第9条、第9条の4-第9条の8関係)」に、「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第35号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則（平成12年規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

認定年月日

 を

認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)

 に、

「居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称」を「居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称」に改める。

様式第15号及び様式第23号の10中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第36号

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則の一部を改正する規則

金沢市保健所補助組織及び分掌事務規則（平成9年規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表を次のように改める。

課 等	係
地域保健課	企画庶務係 医事係 感染症対策係 食育推進係
衛生指導課	薬事衛生係 小動物管理係
食品安全対策室	
試験検査課	理化学検査係 微生物検査係 環境監視係
食肉衛生検査所	検査第1係 検査第2係

第2条第2項中「グループ」を「係」に改める。

第3条第5項中「グループ長」を「係長」に改める。

第4条第1項中「各グループ」を「各係」に改め、同項の表中「グループ」を「係」に、「企画庶務グループ」を「企画庶務係」に、「他グループ」を「他係」に、「医事グループ」を「医事係」に、「感染症対策グループ」を「感染症対策係」に、「食育推進グループ」を「食育推進係」に、

「

2 歯科保健に関する事項
3 専門的な栄養指導等に関する事項

」を

「

2 専門的な栄養指導等に関する事項

」に

改め、同条第2項中「各グループ」を「各係」に改め、同項の表中「グループ」を「係」に、「環境衛生グループ」を「薬事衛生係」に、「小動物管理グループ」を「小動物管理係」に改め、同条第4項中「各グループ」を「各係」に改め、同項の表中「グループ」を「係」に、「理化学検査グループ」を「理化学検査係」に、「微生物検査グループ」を「微生物検査係」に、「環境監視グループ」を「環境監視係」に改め、同条第5項中「各グループ」を「各係」に改め、同項の表中「グループ」を「係」に、「検査第1グループ」を「検査第1係」に、「検査第2グループ」を「検査第2係」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市簡易水道補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第37号

金沢市簡易水道補助金交付規則の一部を改正する規則

金沢市簡易水道補助金交付規則（平成4年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、それぞれ」を「それぞれ」に改め、「構成員」の次に「の数」を、「10」の次に「(改修を行う場合で、市長が別に定める要件を満たすときは、当該世帯の数)」を加える。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第38号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理に関する規則（平成5年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「いす」を「椅子」に、「ついたて」を「つい立て」に、「ふとん」を「布団」に改め、同表電気器具類の項を削り、同表中

趣味・スポーツ・レジャー用品類	オルガン	1,000円	
	カラオケ演奏装置	1,000円	
	キーボード	500円	

を

趣味・スポーツ・レジャー用品類	オルガン	1,000円	
-----------------	------	--------	--

に、

「すべり台」を「滑り台」に、

	ブランコ	500円	
	マッサージ機（いす型）	1,000円	

を

	ブランコ	500円	
--	------	------	--

に、

「ながもち」を「長持」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第39号

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成25年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号を次のように改める。

(2) 国立研究開発法人森林総合研究所

第5条第11号及び第12号を削り、同条第13号を同条第11号とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第40号

金沢市公園条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市公園条例施行規則(昭和39年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号の2中「金沢市民サッカー場使用申請書」を「金沢市民サッカー場等使用申請書」に改め、同条第16号の2中「金沢市民サッカー場使用許可書」を「金沢市民サッカー場等使用許可書」に改める。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 金沢市民サッカー場、ジュニアスポーツコート及び本田圭佑クライフコート(以下「サッカー場等」という。)

金沢市民サッカー場等使用申請書

第3条第2項第1号中「サッカー場」を「サッカー場等」に改め、同条第3項第2号を次のように改める。

(2) サッカー場等 金沢市民サッカー場等使用許可書

第5条及び第6条中「サッカー場」を「サッカー場等」に改める。

様式第8号中「あて先」を「宛先」に、

夜間 照明 設備	全灯	時 分～ 時 分	会場使用責任者 住所 氏名	を
	2/3灯	時 分～ 時 分		
	1/3灯	時 分～ 時 分		

夜間 照明 設備	全灯	時 分～ 時 分	会場使用責任者 住所 氏名	に
	2/3灯	時 分～ 時 分		
	1/3灯	時 分～ 時 分		
スコアボード(得点 判定表示のみ使用する 場合を除く。)		時 分～ 時 分	氏名	

改める。

様式第8号の2中「金沢市民サッカー場使用申請書」を「金沢市民サッカー場等使用申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「金沢市民サッカー場を」を「金沢市民サッカー場等を」に、

使用の日時	年 月 日(曜日)	時 分～ 時 分	を
-------	------------	----------	---

使用する施設	使用の日時	年 月 日(曜日)	時 分～ 時 分	に
--------	-------	------------	----------	---

改める。

様式第16号中

夜間照明設備	全灯	時 分～ 時 分	特段の設備設置の許可	を
	2/3灯	時 分～ 時 分		
	1/3灯	時 分～ 時 分		

夜間照明設備	全灯	時 分～ 時 分	特段の設備設置の許可	に
	2/3灯	時 分～ 時 分		
	1/3灯	時 分～ 時 分		
スコアボード(得点判定表示 のみ使用する場合を除く。)		時 分～ 時 分		

改める。

様式第16号の2中「金沢市民サッカー場使用許可書」を「金沢市民サッカー場等使用許可書」に、「金沢市民サッカー場の」を「金沢市民サッカー場等の」に、

使用の日時	年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分	を
使用する施設		
使用の日時	年 月 日 (曜日) 時 分～ 時 分	に

改める。

「金沢市民野球場

金沢市民サッカー場

様式第19号中「あて先」を「宛先」に改め、金沢市鳴和台市民体育会館 を削る。

旧高峰家・旧検事正官舎

卯辰山公園健康交流センター千寿閣」

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する改正前の様式第8号、様式第8号の2、様式第16号及び様式第16号の2の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第41号

金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則

金沢市建築基準法施行規則（昭和48年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「建築物が構造計算適合性判定を求めるものである場合又は」を削る。

第7条の2中「第5号」を「第4号」に改める。

様式第2号中「増改築の履歴」を「増改築又は移転の履歴」に、「新築又は増改築」を「建築」に改める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

金沢市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第42号

金沢市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

金沢市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成26年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第18条第16項」を「第18条第18項」に改める。

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

任免に市長の同意を要する職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第43号

任免に市長の同意を要する職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

任免に市長の同意を要する職員の範囲を定める規則（昭和27年規則第36号）の一部を次のように改正する。

第1号ア中「課長補佐 グループ長」を「課長補佐」に、「管理運転長 運転長」を「係長」に改め、第2号ア中「事務局長補佐 グループ長」を「事務局長補佐」に、「担当室長補佐」を「担当室長補佐 係長」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第44号

金沢市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

金沢市消防局の組織に関する規則（平成8年規則第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「グループを」を「係を」に改め、同項の表を次のように改める。

課	係
消防総務課	庶務係 企画管理係
予防課	予防係 指導係 危険物係
警防課	警防係 装備係 救急救助係 調査第1係 調査第2係
情報指令課	情報指令第1係 情報指令第2係

第4条第2項中「グループ」を「係」に改め、同条第5項中「グループ長」を「係長」に改める。

第5条の表中「グループ長」を「係長」に改める。

第6条中「各グループ」を「各係」に改め、同条の表中「課・グループ」を「課・係」に、「庶務グループ」を「庶務係」に、「他グループ」を「他係」に、「企画管理グループ」を「企画管理係」に、「予防グループ」を「予防係」に、「指導グループ」を「指導係」に、「危険物グループ」を「危険物係」に、「警防グループ」を「警防係」に、「装備グループ」を「装備係」に、「救急救助グループ」を「救急救助係」に、「調査第1グループ」を「調査第1係」に、「調査第2グループ」を「調査第2係」に、「情報指令第1グループ」を「情報指令第1係」に、「情報指令第2グループ」を「情報指令第2係」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第45号

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成8年規則第77号）の一部を次のように改正する。

第6条の表常時介護を要する状態の項中「104,290円」を「104,570円」に、「56,600円」を「56,790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,150円」を「52,290円」に、「28,300円」を「28,400円」に改める。

附 則

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 改正後の第6条の規定は、平成27年4月1日以後の介護を受けている期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の介護を受けていた期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第46号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則（平成3年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1金沢市第一消防団の表新整分団の項中「里見町 上柿木畠」を「里見町（長町分団の区域を除く。） 柿木畠（6番を除く。） 上柿木畠 広坂1丁目 広坂2丁目（長町分団の区域を除く。） 丸の内（2番に限る。）」に、

「新竪町3丁目 竪町」を「新竪町3丁目 竪町（長町分団の区域を除く。） 片町1丁目（長町分団の区域を除く。）」に改め、同表長町分団の項中「下柿木畠」を「下柿木畠 里見町（新竪分団の区域を除く。） 竪町（新竪分団の区域を除く。）」に、「片町1丁目」を「片町1丁目（新竪分団の区域を除く。）」に、「広坂1丁目 広坂2丁目 柿木畠」を「広坂2丁目（新竪分団の区域を除く。） 柿木畠（6番に限る。）」に、「除く。） 丸の内（2番に限る。）」を「除く。）」に改め、同表金沢市第二消防団の表長田町分団の項中「4番及び12番から17番まで」を「諸江町分団及び戸板分団の区域」に改め、同表諸江町分団の項中「諸江町」を「諸江町 駅西新町1丁目（39番に限る。）」に、「北安江3丁目」を「北安江3丁目 北安江4丁目（戸板分団の区域を除く。）」に、「12番から16番までに限る」を「長田町分団及び戸板分団の区域を除く」に改め、同表戸板分団の項中「西念町 西念1丁目（4番及び17番に限る。）」を「北安江4丁目（諸江町分団の区域を除く。） 西念町 西念1丁目（長田町分団及び諸江町分団の区域を除く。） 西念2丁目 西念3丁目 西念4丁目 駅西新町1丁目（39番を除く。） 駅西新町2丁目 駅西新町3丁目」に、「駅西本町3丁目」を「駅西本町3丁目 駅西本町4丁目 駅西本町5丁目 駅西本町6丁目（1503番地から1510番地までを除く。）」に、「二宮町 六丁町」を「二宮町」に改め、同表金沢市第三消防団の表大徳分団の項中「藤江北4丁目」を「藤江北4丁目 駅西本町6丁目（1503番地から1510番地までに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第47号

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則を廃止する規則

金沢市における保育の実施に関する条例施行規則（平成10年規則第4号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

金沢市福祉作業センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第48号

金沢市福祉作業センター条例施行規則を廃止する規則

金沢市福祉作業センター条例施行規則（昭和49年規則第63号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年(2015年)3月31日 印刷

平成27年(2015年)3月31日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄